～電気柵の設置要望調査について～

田上町鳥獣被害防止対策連絡協議会では、有害鳥獣による農作物被害を防止するため、国の交付金を活用した電気柵の整備を実施しています。

つきましては、**令和９年度の設置要望調査**を行いますので、要望される場合は、『電気柵設置要望調査個別票』・『農作物が鳥獣被害に遭った証拠写真』・『設置要望箇所の現況写真』・『設置箇所の図面』を添付して提出してください。

※電気柵設置要望調査個別票は、産業振興課窓口又は町ホームページの［ホーム≫産業・農業≫鳥獣被害対策≫令和８年度電気柵設置要望調査を実施します］から取得できます。

【 条 件 】

○電気柵ひとくくりにつき、３戸以上の受益農家が必要です。

○設置した年から起算し、耐用年数（８年）以上の設置及び維持管理をすることが条件です。

○電気柵設置後の形態（出入口等）や設置場所の変更はできません。

※受益農家が３戸未満でも例外で認められる場合があります。産業振興課にご相談ください。

【留意事項】

○**サル・イノシシなどの鳥獣被害を受けた農地またはその周辺の農地が対象**です。

○申請をされても、被害の状況、外周延長などから費用対効果を総合的に判断し、**採択されない場合があります。**

○電気柵導入の受益農家負担はありませんが、**電気柵の設置費用や設置後の破損及び故障による修理費は受益農家の負担**となります。

○納品時期は８月下旬予定で、納品後速やかに設置していただきます。冬期間は破損防止のため撤去する必要があります。**設置・撤去については受益者で行っていただきます。**

○受益者の方には毎年被害状況を報告していただきます。

○申請には**農作物が鳥獣被害に遭った証拠写真**をご用意ください。

○予算の都合上、次年度以降の設置となる場合があります。

【提 出 先】田上町役場２階 産業振興課

【提出期限】令和８年１１月６日（金）

【お問い合わせ】
田上町鳥獣被害防止対策連絡協議会事務局（産業振興課）
ＴＥＬ：0256-57-6225 ＦＡＸ：0256-57-3112